

長門市最低制限価格制度実施要領の改定について (お知らせ)

令和8年4月
長門市総務部監理管財課

最低制限価格制度の対象となる金額を変更しました。

最低制限価格制度

(対象金額)

予定価格が200万円を超え3,000万円未満の工事又は製造

(最低制限価格)

(1)土木系工事(土木等一般工事)

直接工事費(10/10) + 共通仮設費(10/10) + 現場管理費(9/10) + 一般管理費等(7.5/10)

各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。

- ①1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格
- ②100万円以上1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格
- ③100万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格

(2)土木系工事(土木系機械設備工事、土木系電気設備工事)

直接工事費(10/10) + 機器単体費(9.55/10) + 共通仮設費(10/10) + 現場管理費(9/10) + 一般管理費等(7.5/10)

各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。

- ①1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格
- ②100万円以上1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格
- ③100万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格

(3)営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事)

直接工事費(10/10) + 共通仮設費(10/10) + 現場管理費(9/10) + 一般管理費等(7.5/10)

各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。

- ①1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格
- ②100万円以上1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格
- ③100万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格

営繕系工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とします。

なお、現場管理費相当額は、次のとおり算定します。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額（小数点以下切捨て）

(4)その他（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事）

入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から 5 者（入札参加者が 5 者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に 0.9 を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）とします。

(落札者の決定)

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

なお、最低制限価格を下回る入札をした者を不落札とします。

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより決定します。

(適用年月日)

令和 8 年 5 月 1 日以降の入札公告及び指名通知より適用します。

最低制限価格及び調査基準価格の算出例

	最低制限価格及び 調査基準価格 算出額 (端数調整前)	最低制限価格及び調査基準価格 (端数調整後)	
1	100,000,296	100,100,000	算出額 1 千万円以上
2	10,000,541	10,100,000	※10 万円未満切り上げ
3	9,309,300	9,310,000	算出額 1 百万円以上 1 千万円未満
4	1,000,494	1,010,000	※1 万円未満切り上げ
5	995,379	996,000	算出額 1 百万円未満 ※1 千円未満切り上げ

機器単体費を含む工事の積算体系

1. 積算基準

(1) 土木系工事

下表左欄に掲げる工事は、右欄の積算基準により積算を行った工事とする。

工事の区分	積算基準	記号
土木等一般工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅰ編「総則」の積算基準（設計標準歩掛表（一般共通編）「請負工事の工事費構成」） 山口県標準設計歩掛表（港湾編）（設計標準歩掛表（港湾編）「第1部港湾土木請負工事積算基準2節積算の通則」）	ア
土木系機械設備工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅸ編「機械設備」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）「請負工事費の構成」）	イ
	下水道用設計標準歩掛表 （ポンプ場・処理場施設（機械設備）編「請負工事費の構成」）	ウ
土木系電気設備工事	山口県標準設計歩掛表第Ⅶ編「電気（電気通信）」 （設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）「請負工事の工事費構成」）	エ
	下水道用設計標準歩掛表 （ポンプ場・処理場施設（電気設備）編「請負工事費の構成」）	オ

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）

営繕系工事は、次により積算を行った工事とする。

- ・山口県建築工事積算要領、山口県電気設備工事積算要領及び山口県機械設備工事積算要領

(3) その他（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事）

上記の積算基準書又は見積りにより積算を行った工事とする。

2. 機器と機器単体費

機器とは、「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」をいい、該当品は次表のとおりとします。

また、機器単体費とは当該機器を調達するための費用をいいます。

（機器の事例）

電気設備工事	発電機、高圧受電盤、低圧分電盤、制御盤、端子盤 特注照明器具 流通量が少なく、建設物価等やカタログ等で定価が公表されていない既製品類 等
機械設備工事	熱源機器、空気調和器、換気、送風機、ポンプ類、水槽 自動制御機器、FRP 製浄化槽 等

3. 機器単体費の割合

機器に該当するものは、内訳書において機器に係る製品単価と取り付け労務費等に分類して明示し、製品単価に係る合計額を全体の直接工事費で除した割合を機器単体費の割合として算定します。

4. 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における読み替え

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等については、次のとおり読み替えます。

ア 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）

- ・直接工事費 （読み替えなし）
- ・共通仮設費 = （工場製作中の間接労務費＋架設工事中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （工場製作中の工場管理費＋架設工事中の現場管理費）
- ・一般管理費等 （読み替えなし）

イ 土木系機械設備工事

- ・直接工事費 = （製作原価中の機器単体費を除く直接製作費＋据付工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 = （製作原価中の機器単体費）
- ・共通仮設費 = （製作原価中の間接労務費＋据付工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （製作原価中の工場管理費＋据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の据付間接費＋工事原価中の設計技術費）
- ・一般管理費等 = （工事価格中の一般管理費等）

ウ 土木系機械設備工事

- ・直接工事費 = （据付工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 （読み替えなし）
- ・共通仮設費 = （据付工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の据付間接費＋工事原価中の設計技術費）
- ・一般管理費等 = （工事価格中の一般管理費等）

エ 土木系電気設備工事

- ・直接工事費 = （工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 （読み替えなし）
- ・共通仮設費 = （工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （工事原価中の現場管理費＋工事原価中の機器間接費）
- ・一般管理費等 = （工事費中の一般管理費等）

オ 土木系電気設備工事

- ・直接工事費 = （据付工事原価中の直接工事費）
- ・機器単体費 （読み替えなし）
- ・共通仮設費 = （据付工事原価中の共通仮設費）
- ・現場管理費 = （据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の据付間接費＋工事原価中の設計技術費）
- ・一般管理費等 = （工事価格中の一般管理費等）

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の考え方

○最低制限価格制度	○低入札価格調査制度
<p>対象とする入札は、予定価格が200万円を超え3,000万円未満の工事又は製造 予定価格の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格で 入札した者を落札者とします。</p>	<p>対象とする入札は、予定価格が3,000万円以上の工事又は製造 入札価格が調査基準価格を下回ったものを調査対象とします。</p>
<p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">③</p>	<p style="text-align: center;">④</p> <p style="text-align: center;">⑤</p> <p style="text-align: center;">⑥</p> <p style="text-align: center;">⑦</p>
<p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">②</p> <p style="text-align: center;">③</p> <div data-bbox="145 582 772 1292" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【最低制限価格の算定式】</p> <p>(1)土木系工事（土木等一般工事） 直接工事費 10/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(2)土木系工事（土木系機械設備工事、土木系電気設備工事） 直接工事費 10/10+機器単体費 9.55/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(3)営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事） 直接工事費 10/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(4)その他（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事） 入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から5者（入札参加者が5者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に0.9を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）</p> </div>	<p style="text-align: center;">④</p> <p style="text-align: center;">⑤</p> <p style="text-align: center;">⑥</p> <p style="text-align: center;">⑦</p> <div data-bbox="1467 279 2094 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【調査基準価格の算定式】</p> <p>(1)土木系工事（土木等一般工事） 直接工事費 10/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(2)土木系工事（土木系機械設備工事、土木系電気設備工事） 直接工事費 10/10+機器単体費 9.55/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(3)営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事） 直接工事費 10/10+共通仮設費 10/10+現場管理費 9/10+一般管理費等 7.5/10 を合計し、端数調整した価格</p> <p>(4)その他（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事） 入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から5者（入札参加者が5者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に0.9を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）</p> </div> <div data-bbox="1467 869 2094 1189" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【数値的判断基準】</p> <p>(イ)直接経費（直接工事費+機器単体費+共通仮設費）は設計金額の80%以上であること。</p> <p>(ロ)各工種金額（中項目（レベル2））は設計金額の50%以上であること。</p> <p>(ハ)共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。</p> <p>(ニ)共通仮設費率計上分（準備費・安全費等）は設計金額の50%以上であること。</p> <p>(ホ)管理費（現場管理費+一般管理費）は設計金額の45%以上であること。</p> </div> <div data-bbox="1467 1204 2094 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準額の算定式】</p> <p>調査基準価格×0.98（千円未満の端数は切捨て）</p> </div>
<p>入札額が①の場合： 予定価格を超えた入札は失格</p> <p>入札額が②の場合： 有効な入札(入札価格の最も低い者を落札者とする。)</p> <p>入札額が③の場合： 最低制限価格を下回る入札は不落札</p>	<p>入札額が④の場合： 予定価格を超えた入札は失格</p> <p>入札額が⑤の場合： 低入札調査対象外</p> <p>入札額が⑥の場合： 低入札調査対象(入札価格の低い者から順に審査する。)</p> <p>入札額が⑦の場合： 判断基準額を下回る入札は不落札</p>

① ————— ④

予定価格 ————— 予定価格

② ———— ⑤

最低制限価格 ———— 調査基準価格

③ ———— ⑥

(数値的判断基準)

⑦

判断基準額

最低制限価格算定表【最低制限価格制度】

分類番号	工事区分	算定式
1	土木系工事 (土木等一般工事)	直接工事費 (10/10) + 共通仮設費 (10/10) + 現場管理費 (9/10) + 一般管理費等 (7.5/10) 各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下を切捨て) を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。 ①1,000 万円以上の場合は、10 万円未満を切り上げた価格 ②100 万円以上 1,000 万円未満の場合は、1 万円未満を切り上げた価格 ③100 万円未満の場合は、千円未満を切り上げた価格
2	土木系工事 (土木系機械設備工事、土木系電気設備工事)	直接工事費 (10/10) + 機器単体費 (9.55/10) + 共通仮設費 (10/10) + 現場管理費 (9/10) + 一般管理費等 (7.5/10) 各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下を切捨て) を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。 ①1,000 万円以上の場合は、10 万円未満を切り上げた価格 ②100 万円以上 1,000 万円未満の場合は、1 万円未満を切り上げた価格 ③100 万円未満の場合は、千円未満を切り上げた価格
3	営繕系工事 (建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事)	直接工事費 (10/10) + 共通仮設費 (10/10) + 現場管理費 (9/10) + 一般管理費等 (7.5/10) 各費目毎に所定の率を乗じたもの (小数点以下を切捨て) を合計し、次の①から③のとおり切り上げた価格とします。 ①1,000 万円以上の場合は、10 万円未満を切り上げた価格 ②100 万円以上 1,000 万円未満の場合は、1 万円未満を切り上げた価格 ③100 万円未満の場合は、千円未満を切り上げた価格 営繕系工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とします。 なお、現場管理費相当額は、次のとおり算定します。 ア イを除く営繕系工事 直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額 (小数点以下切捨て) イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額 (小数点以下切捨て)
4	その他 (特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事)	入札額 (入札書比較価格を超えるものを除く。) の最低価格申込者から 5 者 (入札参加者が 5 者未満の場合は全者) の入札額の相加平均値 (千円未満の端数切捨て) に 0.9 を乗じて得た価格 (千円未満の端数切捨て) とします。